

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第94号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款循環型社会推進部の項中

「

事業ごみ減 量推進課	企画係長 指導係長
まち美化推 進課	調査係長 管理係長 業務推進係長 減量活動支援係長 美化活動支援係長
廃棄物指導 課	規制係長 指導係長

を

」

「

まち美化推 進課	調査係長 管理係長 業務推進係長 減量活動支援係長 美化活動支援係長
-------------	---------------------------------------

に改め、同項の次に次の1

」

項を加える。

事業系廃棄 物対策室	事業ごみ減 量推進課長 産業廃棄 物指導課長	企画係長 啓発係長 一般廃棄物指 導係長 規制係長 産業廃棄物指導 係長
---------------	---------------------------------	--

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「庁舎管理係長」を削り、「輸送課」を「庁舎管理課」に、「管理係長」を「庁舎管理係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

サービス事業推進室	サービス企画課長 サービス事業課長	企画係長 事業第一係長 事業第二係長
-----------	----------------------	--------------------------

第1条第1項の表行財政局の款人事部の項中「給与課」を「給与安全衛生課」に、「給与係長」を「安全衛生係長」に、「年金係長 安全衛生係長」を「年金係長」に改め、同款財政部の項中「財源企画係長」を「調整係長」に改め、同表総合企画局の款政策企画室の項中「計画調整課長」を「政策調査課長」に改め、「企画調査係長」を削り、「計画調整係長」を「政策調査係長」に改め、同款情報化推進室の項中「情報企画係長」を削り、「個人情報保護係長」を「個人情報保護係長 システム基盤最適化係長」に改め、「国勢調査係長」を削り、同表文化市民局の款市民生活部の項中「安全対策係長」を削り、同項中

「

サービス事業課	企画係長 事業係長
---------	--------------

を

」

「

くらし安全推進課	
----------	--

に、「市民総合相談課」を

」

「消費生活総合センター」に改め、同表産業観光局の款商工部の項中「金融支援係長」及び「商店街係長」を削り、「経営支援係長」を「経営支援係長 金融支援係長」に改め、同表保健福祉局の款保健福祉部の項中「施設福祉第一係長 施設福祉第二係長」を「施設福祉係長」に改め、同款生活福祉部の項中「保護係長 指導係長」を「保護係長 指導係長 適正化推進係長」に改め、同款子育て支援部の項中「保育係長」を「民営保育園係長 公営保育所係長」に改め、同款長寿社会部の項中「認定給付係長」を「認定給付係長 介護事業者係長」に改め、同表都市計画局の款都市景観部の項中「広告物係長」を「広告物第一係長 広告物第二係長」に、

「
指導係長
」を

「
審査係長 指導係長
」に改め、同款建築指導部の項中「企画基準

係長」を「企画基準係長 環境配慮建築係長」に改め、同款住宅室の項中「管理指導課」を「住宅管理課」に改め、同表建設局の款建設企画部の項中「道路計画係長 街路計画係長」を削り、「技術管理第一係長」を「進行管理係長 技術管理第一係長」に改め、同款土木管理部の項中「計画係長 技術調整係長」を「技術調整係長 計画係長 防災調査係長 設備第一係長 設備第二係長」に改め、同款道路建設部の項中「建設第四係長」を削り、同款水と緑環境部の項中「工事係長 都市河川第一係長 都市河川第二係長 排水機第一係長 排水機第二係長 排水機第三係長」を「整備第一係長 整備第二係長」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

資産有効活用検討プロジェクトチーム	資産の有効活用に係る調査, 研究及び企画に関する事務
債権回収促進策検討プロジェクトチーム	債権回収を促進する方策に係る調査, 研究及び企画に関する事務
真のワーク・ライフ・バランス推進プロジェクトチーム	真のワーク・ライフ・バランスの推進のための実施計画の策定に係る調査, 研究及び原案の企画に関する事務
まちづくり活動支援検討プロジェクトチーム	まちづくり活動の支援に係る調査, 研究及び原案の企画に関する事務
歴史的資産保存・活用プロジェクトチーム	歴史的資産の保存及び活用に係る調査, 研究及び原案の企画に関する事務

第1条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「センター」を「行財政局総務部総務事務センター」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項から第16項までを1項ずつ繰り上げ、同条第17項中「行財政局総務部総務課」を「行財政局総務部庁舎管理課」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を第1

7項とし、第19項を第18項とする。

第2条第1項中「(室に置く部長を除く。)」を削り、同条第16項中「(室に置く部長を含む。第5条において同じ。)」を削り、「第7項」を「第6項」に改める。

第6条第1項及び第2項本文中「(室に置く部長を除く。)」を削り、同条第4項を削り、同条第5項本文中「第3項」を「前項」に改め、「, 主管事務につき」を削り、同項ただし書中「主管事務につき, 副室長」を「副室長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項本文中「ときは」の右に「, 主管事務につき」を加え、同項を同条第7項とする。

第7条地球温暖化対策室の款第3号中「地球温暖化対策評価検討委員会」を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、同条環境企画部の款環境総務課の項第7号中「環境審議会」の右に「環境管理課, 環境指導課及び」を加え、同項第9号中「課」の右に「及び室」を加え、同款環境管理課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 環境審議会(環境影響評価条例部会に限る。)に関すること。

第7条環境企画部の款環境指導課の項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 環境審議会(環境保全基準部会に限る。)に関すること。

第7条環境企画部の款環境指導課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 環境保全基準に関すること。

第7条循環型社会推進部の款循環企画課の項第3号中「事業ごみ減量推進課」を「事業系廃棄物対策室」に改め、同款事業ごみ減量推進課の項を削り、同款まち美化推進課の項第17号中「廃棄物指導課」を「事業系廃棄物対策室」に改め、同款廃棄物指導課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

事業系廃棄物対策室

(1) 事業系廃棄物の減量化の企画及び調整に関すること。

(2) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事務の統轄に関すること。

(3) 産業廃棄物の処理対策に関すること。

(4) 廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。ただし、環境共生セ

ンターの所管に属するものを除く。

- (5) 廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものを除く。）の許可、指導及び監督に関すること。
- (6) 廃棄物処理施設（浄化槽を除く。）の許可、認可、届出、指導及び監督に関すること。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務（特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関するものに限る。）に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務に関すること。
- (9) 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例による事務に関すること。
- (10) 産業廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
- (11) 一般廃棄物処理手数料（一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物をクリーンセンターに搬入するときの手数料で、徴収の時期等について特別の取扱いをするものに限る。）の徴収に関すること。

第8条総務部の款総務課の項第6号を次のように改める。

- (6) 市庁舎の整備に関すること。

第8条総務部の款総務課の項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、同項第13号中「、選挙管理委員会及び監査委員」を「及び選挙管理委員会」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第14号を第10号とし、第15号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会に関すること。

第8条総務部の款総務課の項第16号を同項第13号とし、同款輸送課の項を次のように改める。

庁舎管理課

- (1) 庁舎管理及び執務環境の改善に関すること。ただし、営繕工事を除く。
- (2) 庁中取締りに関すること。
- (3) 火元責任に関すること。
- (4) 電話管理に関すること。ただし、営繕工事を除く。
- (5) 所管自動車の運行及び管理に関すること。
- (6) 運転技能の検定に関すること。

第8条総務部の款総務事務センターの項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、

同項第4号中「次に掲げる」を「水道、ガス、電気及び電話の料金、郵便に関する料金（後納するものに限る。）並びにタクシーの運賃及び料金の支払に関する」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職員の給与の支給等に関すること。

(4) 本市の職員に係る児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定に関すること。

ただし、消防局長、公営企業管理者及び教育委員会の任命する職員に係るものを除く。

第8条総務部の款の次に次の1款を加える。

サービス事業推進室

(1) 京都市違法駐車等防止条例による重点区域における違法駐車等をしないことについての指導及び啓発、観光地等における駐車施設に関する情報の提供その他の局内の他の課及びセンター並びに他の局及び区の事業の支援に関すること。

(2) 道路その他の行政施設の美化等の住民サービスの提供に関すること。

第8条人事部の款人事課の項第14号を削り、同課給与課の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、総務部の所管に属するものを除く。

第8条人事部の款給与課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職場の衛生管理に関すること。

(4) 事業場の安全管理に関すること。ただし、火元責任に関するものを除く。

第8条人事部の款給与課の項中「給与課」を「給与安全衛生課」に改め、同課厚生課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条コンプライアンス推進室の款第7号を同課第9号とし、同課第6号の次に次の2号を加える。

(7) 外部監査契約に関すること。

(8) 監査委員との連絡に関すること。

第8条財政部の款財政課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同課財産活用促進課の項中第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 広告事業の統轄に関すること。

第8条税務部の款法人税務課の項第1号中「除く。）」の右に「，入湯税」を加え，同款納税推進課の項第2号及び収納対策課の項第5号中「特別土地保有税」の右に「，入湯税」を加える。

第9条政策企画室の款第16号中「，行政評価調査会議及び基本計画審議会」を「及び行政評価調査会議」に改める。

第10条共同参画社会推進部の款文化市民総務課の項第5号中「課」の右に「及びセンター」を加え，同款男女共同参画推進課の項中第5号を第7号とし，第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の調査，企画，連絡及び調整に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による配偶者暴力相談支援センターとしての業務（同法第3条第3項第3号に規定する一時保護に係る業務を除く。）に関すること。

第10条市民生活部の款区政推進課の項中第14号を第15号とし，第13号を第14号とし，同項第12号ただし書を削り，同号を同項第13号とし，同項第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自動車の臨時運行に関すること。

第10条市民生活部の款地域づくり推進課の項中第8号から第12号までを削り，第13号を第8号とし，第14号を削り，第15号を第9号とし，同款サービス事業課の項を次のように改める。

くらし安全推進課

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 京都市違法駐車等防止条例による事務に関すること。
- (3) 京都市生活安全条例による事務に関すること。
- (4) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例による事務に関すること。
- (5) 京都市自転車安心安全条例による事務に関すること。
- (6) 京都市犯罪被害者等支援条例による事務に関すること。
- (7) 交通安全対策会議，生活安全施策懇話会及び路上喫煙等対策審議会に関すること。

第10条市民生活部の款人権文化推進課の項第3号を削り，同項第4号を同項第3号とし，同号の次に次の1号を加える。

(4) 人権擁護委員に関すること。

第10条市民生活部の款市民総合相談課の項中「市民総合相談課」を「消費生活総合センター」に改める。

第11条商工部の款産業総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同項第8号中「課」の右に「及び室」を加え、同号を同項第6号とし、同款産業政策課の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 勸業館に関すること。

第11条商工部の款産業政策課の項第6号を削り、同条産業振興室の款第4号中「の経営支援」を「に係る経営支援及び金融制度」に改め、同項第11号中「高度技術研究所」の右に「及び信用保証協会」を加え、同号を同項第12号とし、同項第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 首都圏における産業に関するシティセールスに関すること。

第11条観光部の款観光振興課の項に次の1号を加える。

(7) 首都圏における観光に関するシティセールスに関すること。

第11条農林振興室の款林業振興課の項第16号中「花脊森林文化財団」を「森林文化協会」に改める。

第12条保健福祉部の款保健福祉総務課の項第11号中「及び室」を削り、同款障害保健福祉課の項第7号中「及び第9号」を「から第10号まで」に改め、同項中第18号を削り、第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法による障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係るものに限る。)及び移動支援事業(本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。)の実施に関すること。

第12条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第23号中「醍醐和光寮引継事務所及び」を削り、同条子育て支援部の款児童家庭課の項第10号ただし書を次のように改める。

ただし、本市の職員に係る児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定に関するものを除く。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例による事務の統轄に関すること。

第12条保健衛生推進室の款保健医療課の項第7号を削り、同項第8号中「京都市立病院、」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「桃陽病院、」及び「及び京都市立京北病院」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同款医務審査課の項第9号を同項第13号とし、同項第8号の次に次の4号を加える。

- (9) 医療施設審議会及び地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会に関すること。
- (10) 桃陽病院に関すること。
- (11) 看護短期大学に関すること。
- (12) 地方独立行政法人京都市立病院機構に関すること。

第13条都市景観部の款景観政策課の項第3号中「策定、」の右に「景観重要建造物及び」を加え、同項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等に関すること。

第13条都市景観部の款市街地景観課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限に関すること。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款風致保全課の項第1号中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限に関すること。ただし、風致地区等に係るものに限る。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第7号を次のように改める。

- (7) エネルギーの使用の合理化に関する法律による建築物に係る措置等に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 京都市地球温暖化対策条例による建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減及び建

築環境総合性能評価システムに関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、同款建築安全推進課の項第6号中「建築指導課及び」を削り、同条公共建築部の款企画設計課の項第2号中「同じ。）」の右に「及び地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物」を加え、同項第6号中「整備等を」を「新築及び増改築を」に改め、同款整備支援課の項第1号中「及び第3号」を「第3号及び第5号」に改め、「同じ。）」の右に「及び地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により修繕及び模様替えを行う市有建築物を所管する局に対する技術的指導に関すること。ただし、工務監理課の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款工務監理課の項第2号中「整備等を」を「新築、修繕等を」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物の工事の監督に係る技術的指導に関すること。

第13条住宅室の款住宅政策課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同款管理指導課の項中「管理指導課」を「住宅管理課」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市営住宅及び付属施設の管理に関すること。ただし、すまいまちづくり課の所管に属するものを除く。
- (2) 住宅供給公社に対する委託等に係る事務に関すること。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項第1号中「調整」の右に「及び市営住宅の改修に係る計画」を加え、同項第6号中「土地」の右に「その他本市の住宅事業に係る土地」を加える。

第14条建設企画部の款建設企画課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同款監理検査課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 局の所管に属する工事の進行管理及び技術審査に関すること。

第14条土木管理部の款調整管理課の項第2号中「, その他」を「その他」に改め, 同項中第11号を第14号とし, 第6号から第10号までを3号ずつ繰り下げ, 第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 排水機場の建設に関する事。
- (7) 公共土木施設の付属施設の設備に係る維持管理に関する事。
- (8) 公共土木施設の災害復旧に関する事。

第14条土木管理部の款調整管理課の項に次の1号を加える。

- (15) 水防事務組合に関する事。

第14条土木管理部の款道路明示課の項中第12号を第13号とし, 第11号を第12号とし, 第10号を第11号とし, 第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 地籍調査に関する事。

第14条水と緑環境部の款緑政課の項第15号中「及び梅小路公園」を「, 梅小路公園(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理させる区域に限る。)及び宝が池公園子どもの楽園」に改め, 同款河川整備課の項中第4号及び第5号を削り, 第6号を第4号とし, 第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ, 第10号を削る。

附 則

この規則は, 平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)